



鳥取県公報

令和4年4月15日（金）
第9391号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（199）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2 星空保全地域の指定（2件）（200・201）（環境立県推進課）・・・・・・・・ 2 星空保全照明基準の設定（2件）（202・203）（〃）・・・・・・・・・・ 2 星空保全照明基準の一部改正（5件）（204～208）（〃）・・・・・・・・ 5 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜（209）（畜産課）・・・ 8 保安林の指定施業要件の変更（210）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 8 保安林の指定施業要件の変更予定（211）（〃）・・・・・・・・・・ 9 土地改良区の役員の就退任（212）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 9 県営土地改良事業の工事の完了（213）（〃）・・・・・・・・・・ 10 河川法による工作物の保管（214）（中部総合事務所県土整備局）・・・・ 10 土地改良区連合の役員の就退任（215）（西部総合事務所農林局）・・・・ 11 鳥取県立生涯学習センターの利用料金の一部改正 （216）（教育委員会事務局社会教育課）・・・・・・・・・・ 11
◇ 病院局告 示	鳥取県立中央病院オンライン診療システムに係る医療費の収納事務の委託 （3）（総務課）・・・・・・・・・・ 14 鳥取県立病院医療費債権回収業務に係る収納事務の委託（4）（〃）・・・・ 15
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 15 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 16
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 17 随意契約の相手方の決定（2件）（税務課）・・・・・・・・・・ 23

告 示

鳥取県告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
医療法人 滉陽 会	倉吉市上井町 一丁目8-5	訪問看護ステーショ ンのぐち	倉吉市上井町一丁 目8-5	更生医療	令和4年4月1日

鳥取県告示第200号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、次のとおり星空保全地域を指定したので、同条第3項において準用する同条例第9条第6項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
八頭町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定する区域
八頭町の区域の全部

鳥取県告示第201号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、次のとおり星空保全地域を指定したので、同条第3項において準用する同条例第9条第6項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
江府町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定する区域
江府町の区域の全部

鳥取県告示第202号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、八頭町星空保全地域に係る星空保全照明基準を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

八頭町星空保全地域星空保全照明基準

照明器具 の種類	項 目	基 準
屋外照明 器具	設置の位 置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方	ナイター照明 1 垂直に設置した場合の上方光束比が2.5パーセント以下となる照明器具

	向	器具以外	を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
		ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後 10 時までの使用とする。ただし、1 日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。	
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5 カンデラ毎平方メートル以下とする。	
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	広告物の表面の輝度は、400 カンデラ毎平方メートル以下とする。	
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。	
	使用の時間	午後 10 時までの使用とする。ただし、1 日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。	
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。	

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。

- 4 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催物を目的とする施設の夜間利用（当該目的に係るものに限る。）を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 5 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 6 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 7 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 8 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 9 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

鳥取県告示第203号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、江府町星空保全地域に係る星空保全照明基準を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

江府町星空保全地域星空保全照明基準

照明器具の種類	項 目	基 準	
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が2.5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
		ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。	
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。	
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。	

		<p>ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</p> <p>2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</p>
	輝度	<p>広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。</p>
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具	照射の方向	<p>上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。</p>
	使用の時間	<p>午後10時までの使用とする。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。</p>
	輝度	<p>照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。</p>

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催物を目的とする施設の夜間利用（当該目的に係るものに限る。）を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 5 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 6 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 7 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 8 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 9 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

鳥取県告示第204号

平成30年鳥取県告示第230号（星空保全照明基準の設定について）の一部を次のように改正したので、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第9項において準用する同条第7項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

鳥取市佐治町星空保全地域星空保全照明基準			鳥取市佐治町星空保全地域星空保全照明基準		
照明器具の種類	項目	基準	照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	略		屋外照明器具	略	
	照射の方向	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>2.5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略		照射の方向	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略
略			略		
備考 略			備考 略		

鳥取県告示第205号

平成30年鳥取県告示第425号（星空保全照明基準の設定について）の一部を次のように改正したので、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第9項において準用する同条第7項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
日南町星空保全地域星空保全照明基準			日南町星空保全地域星空保全照明基準		
照明器具の種類	項目	基準	照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	略		屋外照明器具	略	
	照射の方向	ナイター照明器具以外 1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>2.5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略		照射の方向	ナイター照明器具以外 1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

鳥取県告示第206号

令和元年鳥取県告示第205号（星空保全照明基準の設定について）の一部を次のように改正したので、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第9項において準用する同条第7項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
若桜町星空保全地域星空保全照明基準				若桜町星空保全地域星空保全照明基準			
照明器具の種類	項目	基準		照明器具の種類	項目	基準	
屋外照明器具	略			屋外照明器具	略		
	照射の方向	ナイト照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>2.5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略		照射の方向	ナイト照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略
			略				略
略			略				
備考 略				備考 略			

鳥取県告示第207号

令和元年鳥取県告示第330号（星空保全照明基準の設定について）の一部を次のように改正したので、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第9項において準用する同条第7項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
倉吉市関金町星空保全地域星空保全照明基準				倉吉市関金町星空保全地域星空保全照明基準			
照明器具の種類	項目	基準		照明器具の種類	項目	基準	
屋外照明器具	略			屋外照明器具	略		
	照射の方向	ナイト照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>2.5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略		照射の方向	ナイト照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>5 パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略
			略				略
略			略				
備考 略				備考 略			

鳥取県告示第208号

令和3年鳥取県告示第84号（星空保全照明基準の設定について）の一部を次のように改正したので、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第9項において準用する同条第7項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
日野町星空保全地域星空保全照明基準			日野町星空保全地域星空保全照明基準		
照明器具の種類	項目	基準	照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	略		屋外照明器具	略	
	照 射 の 方 向	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>2.5パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略		照 射 の 方 向	1 垂直に設置した場合の上方光束比が <u>5パーセント</u> 以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 略
略			略		
備考 略			備考 略		

鳥取県告示第209号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
令樹	15104-4275-5	令和4年4月1日	検定中

2 指定の解除

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
鵬勝1	08615-4516-0	令和4年4月1日	

鳥取県告示第210号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年4月15日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市気高町宝木字西濱1561の59
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第211号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字砂浜2258の124、2258の137
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|-----------|------------|
| 理事 | 小 谷 彰 仁 | 倉吉市国分寺263 |
| | 〃 河 本 和 美 | 倉吉市福光419-4 |
| | 〃 小 谷 卓 徳 | 倉吉市国分寺106 |
| | 〃 岸 本 健 志 | 倉吉市国分寺124 |
| | 〃 牧 田 健 二 | 倉吉市福光31-2 |
| | 〃 大 下 繁 樹 | 倉吉市福光582 |
| | 〃 早 田 博 之 | 倉吉市横田698 |
| | 〃 矢 城 良太郎 | 倉吉市横田693 |
| 監事 | 前 田 浩 登 | 倉吉市福光565-2 |
| | 〃 松 本 孝 幸 | 倉吉市国分寺240 |

令和4年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小 谷 彰 仁 倉吉市国分寺263
 " 大 下 繁 樹 倉吉市福光582
 " 小 谷 卓 徳 倉吉市国分寺106
 " 岸 本 健 志 倉吉市国分寺124
 " 牧 田 健 二 倉吉市福光31-2
 " 福 永 齊 巳 倉吉市福光625
 " 早 田 博 之 倉吉市横田698
 " 矢 城 良太郎 倉吉市横田693
 監 事 前 田 浩 登 倉吉市福光565-2
 " 坂 本 秀 隆 倉吉市下米積329
 令和4年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第213号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 天神野地区 ため池等整備（横谷ため池）	令和4年3月8日

鳥取県告示第214号

令和4年鳥取県告示第67号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

1 保管した工作物の種類、数量及び設置されていた場所

工作物の種類	数量	所在地
杭	28本	東伯郡湯梨浜町大字橋津106地先、107-1地先、107-3地先、108-3地先、110-2地先、114-3地先、114-4地先、116-3地先、116-4地先、116-5地先、118-2地先、118-5地先、119-2地先、122-2地先、124-3地先、147地先、147-1地先、150-7地先、150-8地先、150-9地先、150-10地先、154地先、155地先、160地先、163地先、164地先、165-1地先、165-2地先、168地先、169-1地先、169-2地先、169-3地先、327-2地先、332-2地先、334-2地先、357-2地先、360-3地先、361-3地先、366-5地先、367-3地先、368-3地先、369-3地先、370-3地先、373-3地先、376-2地先、376-3地先、377-2地先、380-2地先、380-3地先、381-3地先、381-4地先、387-2地先、387-3地先、388-1地先、389-2地先、393-1地先、394-1地先、397-1地先、398-1地先、401-1地先、402-1地先、405地先、405-1地先、406-2地先、406-3地先、409-3地先、410-3地先、411-1地先、412-1地先、413-3地先、415-1地先、423-2地先、423-4地先、423-9地先、451-1地先、453-1地先、456-1地先及び457-1地先
梯子	1台	
その他係留工作物	多数	

2 保管した工作物を除却した日時 令和4年2月7日（月）午前9時から同年3月17日（木）午後5時まで

- 3 保管を開始した日時 令和4年3月31日（木）午前9時
- 4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1
- 5 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

令和4年3月31日（木）から同年9月30日（金）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、同年6月30日（木）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2
鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課
電話 0858-23-3216

(3) 引き取るときに必要な書類

- ア 身分証明書
- イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

6 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

鳥取県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 村 暁 西伯郡大山町御崎92
令和4年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 尾 古 礼 隆 西伯郡大山町羽田井179
令和4年4月1日就任 任期 令和5年4月11日まで

鳥取県告示第216号

平成31年鳥取県告示第200号（鳥取県立生涯学習センターの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき令和4年3月29日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 利用料金 (1) 施設利用料等 ア <u>施設利用料等（イの場合を除く。）</u>	1 利用料金 (1) 施設利用料等

	施設利用料	施設利用料	期間外冷暖房料
区分	4月1日から 6月19日まで 及び9月16日 から11月30日 まで	6月20日から 9月15日まで 及び12月1日 から3月31日 まで	4月1日から 6月19日まで 及び9月16日 から11月30日 まで
ホー ル	1時間につき 5,230円	1時間につき 6,800円	1時間につき 1,570円
講 義 室	1時間につき 1,930円	1時間につき 2,510円	1時間につき 580円
パ ソ ン 研 修 室	1時間につき 310円	1時間につき 400円	1時間につき 90円
大 研 修 室	1時間につき 830円	1時間につき 1,080円	1時間につき 250円
中 研 修 室	1時間につき 520円	1時間につき 670円	1時間につき 150円
小 研 修 室 (洋 室)	1時間につき 310円	1時間につき 400円	1時間につき 90円
小 研 修 室 (和 室)	1時間につき 310円	1時間につき 400円	1時間につき 90円
ロ ビ ー・ホ ワ イ エ	1平方メー トル1日につき 50円	1平方メー トル1日につき 50円	

備考

1・2 略

区分	施設利用料	冷暖房料
ホー ル	1時間につき 5,230円	1時間につき 1,570円
講 義 室	1時間につき 1,930円	1時間につき 580円
パ ソ ン 研 修 室	1時間につき 310円	1時間につき 90円
大 研 修 室	1時間につき 830円	1時間につき 250円
中 研 修 室	1時間につき 520円	1時間につき 150円
小 研 修 室 (洋 室)	1時間につき 310円	1時間につき 90円
小 研 修 室 (和 室)	1時間につき 310円	1時間につき 90円
ロ ビ ー・ホ ワ イ エ	1平方メー トル1日につき 50円	
団 体 交 流 室	1平方メー トル1月につき 1,390円	施設利用料の100分 の35に相当する額(1 円未満の端数は切り 捨てるものとする。)

備考

1・2 略

3 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が
1平方メートル未満若しくは1月未満である

とき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

イ 団体交流室利用料

区分	施設利用料	冷暖房料
団体交流室	1平方メートル 1月につき	施設利用料の 100分の35に相 当する額（1円 未満の端数は切 り捨てるものと 1,390円する。）

備考 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区分	利用料
ワイヤレスマイク	略
ダイナミックマイク	略
コンデンサーマイク	略
エレベーターマイク	略
略	
1kwサスペンション ライト	1台1時間につき 100円
1kwサスペンション パーライト	1台1時間につき 100円
500wサスペンション パーライト	1台1時間につき 50円
750wソースフォーラ イト	1台1時間につき 100円
ステージスポットライ ト	1台1時間につき 50円
ステージスポットパー ライト	1台1時間につき 50円
略	

備考

1・2 略

(2) ホール設備利用料

区分	利用料
ワイヤレスマイクロホ ン	略
ダイナミックマイクロ ホン	略
コンデンサーマイクロ ホン	略
エレベーターマイクロ ホン	略
略	
1キロワットサスペン ションライト	1台1時間につき 100円
0.5キロワットサスペ ンションライト	1台1時間につき 50円
ステージスポットライ ト	1台1時間につき 50円
略	

備考

1・2 略

3 ダイナミックマイク、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

4 略

(3) ホール設備以外の設備利用料

区分	利用料
略	
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円
略	

備考

1～3 略

4 コンセントの利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

5 略

2 略

3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

4 略

(3) ホール設備以外の設備利用料

区分	利用料
略	
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円
スタジオ照明(ホリゾン トライト・キーライ ト・ベースライト・ト ップライト・スポット ライト)	総定格消費電力1キロワッ ト1時間につき 50円
略	

備考

1～3 略

4 コンセント及びスタジオ照明の利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

5 略

2 略

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院オンライン診療システムに係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 委託の相手

株式会社カラダメディカ

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県病院局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立病院医療費債権回収業務に係る収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月15日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 委託の相手

弁護士法人館野法律事務所

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年4月15日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和4年5月28日午後1時30分から午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和4年4月15日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年5月9日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和4年5月23日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年5月10日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和4年5月17日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年5月24日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年5月31日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年5月31日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法
 (1)に記載する金額を申請場所において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察交通総合管理システム賃貸借及び保守業務 一式

- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 履行場所

入札説明書による。

- (4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和11年12月31日（月）まで

イ 借入物品の納入期限

令和4年12月16日（金）

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和5年1月1日（日）から令和11年12月31日（月）まで（84か月間）

- (5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（84月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係るシステムの開発、データ移行並びに機器の設定、搬入及び設置等に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

- (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれ

の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録され、かつ、事務用機器のパソコン類に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付发出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年4月22日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 1の（2）の業務を履行できる者であること。

カ 2の第三者賃貸方式によりこの入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和4年4月22日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和4年4月15日（金）から同月21日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月25日（水）午前10時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（火）午後5時とする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和4年5月10日（火）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に84を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県IT調達低価格入札調査制度実施要領（平成18年8月1日付第200600055903号）により、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とするため、入札者は入札後の聴取及び調査に協力すること。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :Equipment of Communication order system, 1 set
- (2) May 10 , 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 25 , 2022 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders
May 24 , 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 271 Higashi-machi ,Tottori-shi,Tottori 680-8520 Japan
TEL : 0857-23-0110

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

トリピーネット端末装置等機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

イ 借入物品の納入期限

令和4年12月28日（水）

ウ 借入物品の賃貸借及び保守期間

令和5年1月1日（日）から令和9年12月31日（金）まで（60月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達のお知らせ日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録され、かつ、事務用機器の電気通信機器類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年4月22日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 1の（2）の業務を履行することができる者であること。

カ （2）の第三者賃貸方式によりこの入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器の電気通信機器類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和4年4月22日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和4年4月15日（金）から同月21日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月25日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（火）午後5時とする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和4年5月10日（火）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Personal computer, integrated virtualization server etc. Hardware, maintenance, and documents, 1 set

(2) May 10, 2022 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 25, 2022 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

May 24 , 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 税務事務総合電算システム改修業務（共通納税対象税目拡大及びQRコード対応）一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和4年3月30日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 87,560,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 税務事務総合電算システム改修業務（登録車OSS共通納税及び軽自動車OSS対応）一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和4年3月30日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 79,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220 |